

令和元年度決算に基づく
健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

横浜市監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

令和2年8月31日

横浜市監査委員	藤野次雄
同	本間豊
同	高品彰
同	佐藤祐文
同	高橋正治

第1 審査の対象

- 1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和元年度決算に基づく資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

【参 考】

【健全化判断比率及び資金不足比率の対象】

区 分	会 計 名	実質赤字比	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
横 浜 市	一般会計	↑	↑	↑	↑			
	特別会計 一般会計等	母子父子寡婦福祉資金会計						
		勤労者福祉共済事業費会計						
		公害被害者救済事業費会計						
		市街地開発事業費会計						
		新墓園事業費会計						
		みどり保全創造事業費会計						
		公共事業用地費会計						
		市債金会計	↓					
		公営事業 会 計	国民健康保険事業費会計					
	介護保険事業費会計							
	後期高齢者医療事業費会計							
	自動車駐車場事業費会計							
	公営企業 会 計	法適用	下水道事業会計				↑	
			埋立事業会計					
			水道事業会計					
		法非適用	工業用水道事業会計					
			自動車事業会計					
			高速鉄道事業会計					
			病院事業会計					
			港湾整備事業費会計					
			中央卸売市場費会計					
	中央と畜場費会計							
	風力発電事業費会計							
	一部事務組合・広域連合				↓			
	地方公社・第三セクター等					↓		

注1 この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領等を基に、横浜市の各会計の審査の対象についてまとめたものである。

注2 市街地開発事業費会計については、従前、会計区分を「公営企業会計（法非適用）」としていたが、会計全体に占める宅地造成事業の割合が減少したため、令和元年度から「一般会計等に属する特別会計」に変更された。

注3 公営企業会計のうち、法適用は地方公営企業法の規定の全部又は財務規定等を適用している会計で、法非適用は同法を適用していない会計である。

第2 審査の期間及び審査の方法

1 審査の期間

令和2年7月1日から令和2年8月31日まで

2 審査の方法

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、横浜市監査委員監査基準に従い、各決算関係書類及び根拠資料との照合、年度間比較等の分析、関係職員からの聴取などを実施することにより審査を行った。

第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

第4 健全化判断比率等の状況

本市における健全化判断比率は、**図表1**のとおりである。

図表1 健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率	本市の状況		早期健全化 基準	財政再生 基準
	令和元年度	(参考) 平成30年度		
(1) 実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
(3) 実質公債費比率	10.2	11.2	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	140.4	138.5	400.0	

注 実質赤字及び連結実質赤字が発生していないため「—」と表記した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率においては、実質赤字が発生していない。

実質公債費比率は、平成30年度と比較して1.0ポイント低下し、10.2%となった。これは、実質公債費比率が当年度を含む過去3か年平均で算出するものであ

り、平成29年度の県費負担教職員の本市移管^{※1}に伴い、平成29年度から令和元年度までの標準財政規模^{※2}が増加したことが主な要因である。

また、将来負担比率は、平成30年度と比較して 1.9ポイント上昇し、140.4%となった。これは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債である「債務負担行為に基づく支出予定額」が増加したことが主な要因である。

資金不足比率においては、平成30年度に引き続き全ての公営企業会計で資金不足が発生していない。

各公営企業会計の資金不足比率は**図表 2**のとおりである。

図表 2 資金不足比率の状況

(単位：%)

会計名	本市の状況		経営健全化基準
	令和元年度	(参考) 平成30年度	
(1) 港湾整備事業費会計	—	—	20.0
(2) 中央卸売市場費会計	—	—	
(3) 中央と畜場費会計	—	—	
(4) 風力発電事業費会計	—	—	
(5) 下水道事業会計	—	—	
(6) 埋立事業会計	—	—	
(7) 水道事業会計	—	—	
(8) 工業用水道事業会計	—	—	
(9) 自動車事業会計	—	—	
(10) 高速鉄道事業会計	—	—	
(11) 病院事業会計	—	—	

注 資金不足が発生していないため「—」と表記した。

※1 県費負担教職員の本市移管

平成29年度から、県費負担教職員の給与負担や教職員定数の決定等の権限が県から市に移譲され、それに伴い、財源についても県から市へ移譲された。

※2 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの（標準税収入額等）で、実質公債費比率等の算定における分母の要素である。